

CAD/CAM 冠用材料(IV) (カタナ アベンシア N) の取り扱いについて

日本歯科医師会 保険医療課

今般、9月1日より保険適用される CAD/CAM 冠用材料(IV) (カタナ アベンシア N) について、以下の点にご留意ください。

1. 本材料は、前歯に使用することが前提の製品となります。
2. 本材料により製作される CAD/CAM 冠の品質確保のため、製品に付属されているいわゆるトレーサビリティシール（材料の名称及びロット番号等が記載されたシール）を診療録に貼付するなどの方法により保存管理してください。
外注技工により製作する場合は、歯科技工所においてもトレーサビリティシールを保存管理するよう依頼してください。
トレーサビリティシールは製品に2枚付属されます。

3. 診療報酬明細書の記載方法

「歯冠修復及び欠損補綴」欄

「その他」欄について

前歯に対して CAD/CAM 冠用材料 (IV) を用いた歯冠修復は、「歯 CAD (IV)」と表示し、点数及び回数を記載してください。

4. 請求点数

M015-2 CAD/CAM 冠 (1 歯につき)

CAD/CAM 冠 (前歯) 技術料 1,200 点 + 材料料 576 点 = 1,776 点

M001 歯冠形成 (1 歯につき)

技術料：1 生活歯歯冠形成 □ 非金属冠 306 点 + 490 点 = 796 点

2 失活歯歯冠形成 □ 非金属冠 166 点 + 470 点 = 636 点

M003 印象採得

技術料：1 歯冠修復 □ 連合印象 64 点

M005 装着

技術料：1 歯冠修復 (1 個につき) 45 点 + 内面処理加算 1 45 点 = 90 点

D010 歯冠補綴時色調採得検査（1枚につき） 10点

前歯に対し、CAD/CAM冠を製作する場合において、CAD/CAM冠用材料（Ⅳ）の色調を決定することを目的として、色調見本とともに当該歯冠補綴を行う部位の口腔内写真を撮影した場合は、区分番号 D010 に掲げる歯冠補綴時色調採得検査に準じて算定してください。

M003-2 テンポラリークラウン（1歯につき） 34点

前歯に対し、区分番号 M001 に掲げる歯冠形成のうち、CAD/CAM冠に係る費用を算定した歯又はCAD/CAM冠の歯冠形成を行うことを予定している歯で、テンポラリークラウンを用いた場合は、区分番号 M003-2 に掲げるテンポラリークラウンに準じ、当該歯に係る処置等を開始した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1歯につき1回に限り算定してください。

5. その他

前歯 CAD/CAM 冠については、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となります。なお、金属アレルギー患者に対する CAD/CAM 冠については対象となりません。